

平成22年6月11日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第30号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第31号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結について
- 4 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第30号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 2 議案第31号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結について
- 4 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第36号 太子町固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子
10 番	北 川 嘉 明	11 番	熊 谷 直 行
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	中 井 政 喜
16 番	佐 野 芳 彦		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	村 瀬 学
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	西 村 隆 志	財 政 課 長	香 田 大 然

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 平成22年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第30号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第30号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

16ページ、一般会計の補正予算の16ページの13の保健衛生費の委託料のところ、小児細菌性髄膜炎予防接種助成事業委託料が174万8,000円上がっております。

これにつきまして、H i b ワクチンは任意接種のために、有料では大体1回7,000円から9,000円の接種料がかかり、また標準的には2カ月から受けられる場合でしたら4回接種で2万8,000円から3万6,000円かかるということでありまして、今回本町においてこの事業をされるに当たり、助成額また助成の対象者、助成方法等についてさらに詳しく説明を求めます。

○議長(佐野芳彦) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(丸尾 満) まず、H i b ワクチンの対象でございますが、大体3つ区分しておりまして、今言われましたように生

後2カ月から生後7カ月未満の方、これは4回受けていただく。それから、1歳未満の方については3回。それから、1歳を超えまして1回という回数でございまして、それぞれ4回受ける生後2カ月から7カ月の間の子供さんが大体144人で、そこへ俗に言います接種率、これも新型インフルのときも使いましたが、大体30%と見込みまして、予定の人数的には4回の方は44人。それから、3回の方の対象者が150人おりますので、その30%、45人。それから、1回の方の対象者が417人いらっしゃいます。その30%で126人という人数でもって、それぞれ4回、3回、1回。1回当たり単価上限4,000円ということで、導き出したのがこの174万8,000円でございます。

どういった受け方というんですか、なるかというんですが、まずお医者さんのほうに予約をとっていただかんといけません。その予約なんです、それぞれその月齢によって違いますので、その予約がとれましたら次はこの助成事業への手続ということで、さわやか健康課のほうで、俗に言います承認書といひますか、を発行手続をとっていただくと。で、その予定の日にならを持っていただくとこの流れになってまいります。今現在予約の状況を医療機関等に確認をいたしますが、やはり潤沢に行っておりませんで、医療機関によりまして非常に幅がございす。たくさん行かれるところ、そうでないところもあります。一応大体長いところで1年待ち、大体3カ月から6カ月待ちというのが現在の状況でございます。

このワクチンの供給が任意接種というようなこともございまして、非常に窮屈な供給状況でございまして、まず予約を入れられますとそこへその個人の子供さんの登録というふうな形で薬品会社が予約状況に応じて海外のワクチン会社のほうに注文をするという状況でございまして、非常にそういった何カ月待ち、長ければ1年待ちというふうな状況を

呈しておるということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでしたら、そのワクチンの輸入の関係でかなりずれ込む可能性が高いということで、一応実施時期は7月ごろからかなと思うんですけども、実際に接種が始まるのは冬近くというか秋以降、冬近くになってしまうような形になるんですけど、その間に子供の月齢が上がってきますし、そういう国に要望するとかということではできませんでしょうか。それが1点と、それと個別に予約して、その後承認書の発行手続をされるということで、それは電話で予約して電話で承認書発行っていう手続で考えていいんでしょうか。小さいお子様を持っておられますと余り動きがとれにくいものですから、そこら辺の利便性等も考えなければならないと思います。

ほかの自治体では、3種混合と同時に接種をされる場所もあると聞いておりますが、そういう方向性は考えられないのかどうか、その点についてもお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 国への、俗に言います呼びかけといいますか、要望というような状況なんですけど、これもワクチン行政、これまで一般質問にもお答えをいたしましたんですけど、なかなか定期接種のほうに向かないということでございます。

手続の関係でございますけれども、やはりお医者さんへの予約は電話でもいけるかなと思うんですけども、その承認書の発行につきましてはやはりさわやか健康課のほうに出向いていただくとということになるんじゃないかなというふうに思います。状況に応じて対応すると思うんですけども、一応説明会の折にはそういったような話をいたしました。

それと、3種混合とあわせてということなんですけど、これは医療の学会のほうからも指摘をされておることではございますが、何せ今

の状況はワクチンが潤沢にありませんので、もう個人的な登録でもっての受給の状況ですから、今の3混と同じくというのはなかなか難しいということでございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 内容的には今お伺いしましたので、できるだけスムーズにいくような形でこの事業を推進していただきたいと思います。

それともう一点、18ページの商工費の中の消費者相談員賃金1名が24万円上がっておりますが、これについてもどんな方が相談に当たられるのか、また勤務の形態等々、それについてお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この消費者相談員につきましては、消費者庁が創設されて以降、国のほうからその消費者行政活性化事業基金ということで、21年度から23年度までの3年間集中的に拡充強化を求めておられる分野でございまして、その中で相談員の設置ということが一つの中のメニュー、国のほうの重要な方針の一つということでございました。

本町におきまして、1名をこの5月から配置をいたしまして、今相談業務に当たっていただいておりますけれども、それまで研修といいますか、専門の研修を昨年度受けていただいてその見合う十分な知識を得て、それも昨年1年度限りではございませんで、次の上の段階の研修もあるというようなことで、要は消費者の苦情、非常に分野が広がりますので、その辺の研修に行きつつ、また国の資格を取りながらということになるんですが、要は専門的な相談を受けていただくということで、当初は月1回程度というようなことで当初予算組んでおったんですが、そういった今回の補正予算、消費者行政対策費として360万円ほど追加をしておりますが、やはりもっと拡充ということで、基金を使った事業内容ということでございます。

毎週月曜日、ですから大体4回あるいは多

い月で5回ということになってまいります。ちょうど今、場所も本来でありましたらどうか個室といったような形で相談を受けていただくというのが好ましいんですが、何分適切な場所が間に合わない、ないということで、生活環境課の一角というところで相談員の方、ついていただいております。

時間にしましたら、9時半から4時半というように相談に乗っていただいておりますということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 一応3回いきましかつ。よろしいか、特にもう。

ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 18ページのところの商工費の需用費のところ、消耗品費追加と事務消耗品のところの65万7,000円の内訳と、それとその下の役務費の車検の手数料11万6,000円のこれの詳細説明と、次のページ、20ページの備品購入費の自動車購入費193万5,000円、これ何を買われるのか、それとどういった目的でこれを買わないといけないのか説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 18ページでございます。

消費者行政活性化事業の中の需用費の関係のお尋ねがございました65万7,000円の内容でございますが、大きな項目といたしまして、消費者啓発パンフレット、また啓発のシール、また啓発用のうちわ、というようなことで大体約50万円がでございます。

それ以外にも、電話機あるいは事務用品とございますが、レターケースとかそういった事務用品関係があと残りでございます。

それから、役務費の11万6,000円でございますが、これは次のページの備品購入で自動車の購入を図っております。

公用車ということで、軽四ではなしに普通車タイプを予定をいたしております、消費者行政に使うということなんです、それだ

けやなしにやはり災害時の物資の運搬とかいろんな多方面にも使うということで購入を図っております。

特に、相談者によりましては、役場に出向けない、おうちのほうでというケースもございますので、こういった公用車を予定をいたしておるところでございます。

それから、その次の……。それぐらいですか。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの需用費のところの消耗品とか事務用品という形で50万円が計上されるということで、その中で今うちわとか言われましたね、うちわをつくるとか。うちわとか、そういうのは啓発に要るのかなと思う。まあ、この時期暑いですから、そういったことももう配りやすいのかなというふうには思うんですけども、もうちょっと違う形でやるのであればうちわでないほうがいいのかもしいかなということをもた申しておきますけども。

それと自動車購入の件ですけども、1台、これ普通車という形で購入されると。いろんな意味で、1台普通車買うのであれば、軽自動車2台という形もとると、よりもっと物資の搬送とか災害時っていうたら1台だけではまた困ることもあって、維持費関係にしても軽自動車のほうが一般的には安いという形で、そういう形はもう取れないんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 方法としましては、今井川議員さん言われるところも考えられるんですけども、このたびにおいてはこの活性化基金を使う部分でございまして、普通サイズで多方面に使いたいということで普通車にさせていただいたというところでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

ほか、もう一つ。ちょっと待ってください

ね。

財政課長。

○財政課長（香田大然） 実は、車の件に関しましては、私ども財政課のほうから生活環境のほうにお願いして普通車をお願いいたしました。

なぜ普通車、先ほどのご質問では軽四2台のほうがいいんじゃないかというご質問なんです、今のところ太子町所有の車両台数が合計で54台でございます。現状で54台で何とかかんとか回っておりますので、これ以上は増やさなくてもいいという判断のもとでございます。

それから、普通車にした理由は、54台のうち普通車が大体18台くらいございます。それも18台といたしますのも、町長の公用車から消防車両、ダンプも含めてでございますけども、じゃあ実際に神戸へ出張なり、テクノへ行くなり、どこどこへ行くなりと遠方へ出かける場合には大体使える普通車が3台くらいしかございません。そうしますと、神戸、テクノが重なったときに、とり合いになるわけですね。そういうことは困りますんで、できたら生活環境のほうに普通車をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 じゃあ、質問させていただきます。

先ほどの小児細菌性髄膜炎の予防接種の件ですけども、今細かなことは井村議員の質問でわかりました。

その後の経過なんですけども、これをいかに母親、お母さんにお知らせするかという周知のやり方です。

一番に考えられるのは、恐らく初めておなかに赤ちゃんができて妊娠されたということから、当然母親学級等されるというその経過の中でされるということがまず1点目だと思いますし、現在お子様をお持ちの保護者の方にとってもいろいろ周知の方法があると思い

ますが、その方法についてお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 周知につきましては、たつの市さんがもう4月からクーポンによって実施をされておるということで、たつの市・揖保郡医師会のそれぞれの医療機関において、俗に言いますポスターといいますが、あれを張っていただいて、それぞれの先生から直接そういったお話をしていただくというのがこれまででございました。

太子町につきましては、その時点では予定ということでお話をさせていただいておりますが、この補正予算が議決をいただきましたら、7月広報になりますか、そこで出す予定にいたしておりますし、これまでも機会をとらまえていろんな妊産婦さんもお越しになりますので、そういったことを広めたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回の補正っていうのは、追加額が1億3,425万2,000円っていうことで、主なものには原因者負担の糸井南地区における汚染土壌の排土客土ということのために1億2,120万円の原因者負担を受けて、事業としては1億1,678万円の委託料等の追加と、こういうふうになっております。

ただ、先の矢田部・糸井地区の規模とは全然規模が違うわけですから、これを後の議題でも出てまいりますし、委託料ですから団体に委託すると、こういうようなことなんですけれども、なぜここで丸投げしなくてもこういう規模のものであれば本町でも対応ができるのではないかと、このように思いますが、その点と、それから提案説明でも触れられましたんですけども、対象は農地であります。その一方、今後当該地域は区画整理事業が予定されているわけでありますから、これらを考えて上での対応が必要かと思うんですけれども、改めてそれとの関係についても説明を求めます。

それから、労働費の補助金に対する取り組みも、補助金の増額を下水道の施設管理点検事業の委託と、こういうようなことで目的は緊急雇用対策なんですけれども、これらで本当に目的に沿った使い方かどうか、これでいいとされる理由の説明を求めます。

それから、商工費に係るもので、先ほども質問がありましたが、その主なもの、全体的には359万8,000円の追加補正ですけど、ここに自動車購入、当たり前なんですかね。補助があるからこれを買えと、こういうような使い方ではないんですかね。実際上は活性化でしょ。その辺のところは、まともに消費者行政の活性化のために使うべきものであるはずです。そういう点から、自動車購入がなじむんかどうか考えないじゃないんですか。その点、説明求めます。

それから、教育関係で、学童のシステム導入、これの具体的なこれからのシステムに係る内容の説明をしてください。

それと、土木費関係の公園用地で200万円の増減という形になるわけですけども、工事請負費は減額ですけども、用地購入費で600万円という形になっております。差し引きの200万円の増額ということになるわけですけども、今日の用地の購入状況と今後の予定をあわせて説明を求めます。

それから、今回先にもちょっと質問がありましたけれども、衛生費関係で細菌性の髄膜炎予防の今のワクチンの接種の問題で質疑がありました。あわせて、これらの補正を組むならば、少なくとも先の一般質問でも2人の議員が取り上げました子宮頸がん、これらも実際は補正の中に組んで、太子町が独自に取り組むということが今の適切な対応ではないかと、このように思います。

その点で、私は振り返ってみますと、3月議会で同じことを取り上げて、実際に当局が答えている内容は国、県の動向を見ると、3月から6月まで期間はそんなにないですけども、少なくとも全体的な動きの中で太子町は何をすべきか、そういうことがしっかり論

議をされておれば少なくとも今次補正の中にも加わってくると、こういうものだと思うんです。

先の答弁を見てみますと、3月には町長が最終的に答弁に立って私の質問に対して、国が率先してワクチン接種に対応していくべきやと、動きがあれば早急に対応を考えたいと、こういうような最終答弁してるんです。しかし、私がそのときに言いましたのが、社会保障費を削ったり、医療費削ったり、国に期待しとったらでけへんど、太子に住んだったら安心できるというのが大きなことではないかと、よいことは率先して実施すべきだと、また地方から動くことが大きな役割を果たすということで、その当時明石市の例も紹介をいたしました。

そういう積極的な取り組みっていうのが大事なんじゃないですか。この補正でしっかり上がってくるべきもんだと私は思うんですけども、その点、意志がそこになかったっていうことについては残念ですけども、取り組みについてははっきりさせていただきたいと。

先の一般質問の質疑でも、任意接種やさかいにできないと、こういうことを繰り返し答弁しとんやね。任意やから求めるんですよ。任意でなかったら、だれも言いまへんわ、制度があるんやったら。そうでしょう。そういう点を繰り返し答弁に使うこと自体、主体性も何にもないし、お話の中でも明石の場合は8,000万円余り、太子の場合はせんだって上田さんが言われたように800万円余り、そういうようなことでありますのに、なぜ取り組まないのか。その点、あわせて説明求めたいと思うんですが、地方が動くことによって、再度言いますけれども、国が後からついてくると。これはいろんな例があるわけですね。今、都道府県段階でも神奈川県なんかの呼びかけから始まっておりますし、また市町村でもやってるところがだんだん多くなってきていると。こういう点から、当然の取り組みだと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。  
○経済建設部長（山本武志） それでは、たくさんあるんですけども順番にお答えをさせていただきます。

まず最初に、糸井南地区の客土排土の工事、なぜ土地改良事業連合会に委託するのかということでございますが、これまで2年間そういった方式でやっておりました。現時点におきましても、直営で実施するということにつきましては、人的な体制あるいはまた技術的な職員の確保という意味では非常に困難との判断によりまして、連合会のほうに工事を委託したいということで、従前に引き続いて実施をしたいというふうに考えております。

それから、対象地域につきましては、区画整理事業が控えているということでございますが、提案の中でも説明をさせていただいておりますが、事実網干駅の西南地区の土地区画整理事業の区域でございまして、現在の進捗といたしましては、最短で来年度、22年2月県審をめぐり現在調整を進めておるところでございますが、それ以降につきましても、かなり手続的なことがございまして、事業完了まで約6年以上、最短でもかかってしまうというような状況の中で、地域の地権者の方々と調整する中で、地元としてぜひ客土の工事をしてほしいというような強い要望もございました。

そういったことから、原因者であります企業との調整の結果、今回対応をさせていただくということでございます。

それから、緊急雇用の対策に関して、目的にそぐっているかというようなお話でございますが、緊急雇用の場合、雇用期間がおおむね1年以下、半年更新というようなことで、緊急的な雇用対策ということで行っております。

特に、賃金につきましては、現在下水道未接続世帯の訪問事業ということで、緊急に対応するというところで2名の方が対応をいただいておりますが、1名が3月末をもちまし

て退職され、ほかの雇用の機会があったということでそちらのほうに変わられました。そういったことで、現在も少し、5月末現在では未接続世帯についてはおおむね訪問が済んでおりまして、以後整理等を行うため8月まで雇用したいということでございます。

あわせて、委託料に関しましては、ふるさと雇用再生事業ということでございます。

これにつきましては、雇用期間が1年以上ということで、民間企業に委託して実施するというところでございます。これは、1年をかけましてそういったスキルを身につけていただくというような、そういう目的もございませう。そういうことで、下水道資産台帳の作成整理を行うということで、これは民間に委託をして実施をしている。その中で雇用されているということでございます。

それから、公園の事業の関係でございませう。

公園の事業に関しましては、繰り越しの時点でも少しご説明をさせていただきましたが、用地につきましては、当初予定をしておりました用地につきまして合意に達することができなかった。よって、繰り越しをし今年度で対応するという中で、だんだんと用地のほうもご協力をいただいて数もかなり減ってまいります。そういうような中で、既に国の補助もいただいております、できる限り有効利用をするということで、今回若干の追加をいただいて用地を購入したいということでしております。

それと、総合公園の造成工事の減額ではございますが、これ当初は南のエリアの造成工事を予定をしておりまして、そちらのほうの造成に埋設管を設置する予定でございましたが、一部もう少し待つといえますか、期間を置いたほうがいいたろうということで、その分減額をさせていただいているということでございます。

それで、用地につきましの今後の予定ということでございますが、現在今回補正をい

ただきますと、それをのけますと全体で21筆残ることになります。1万2,840平米程度ということで、主には山林が20筆、畑1筆ということでございます。

これにつきましては、相手の地権者のこともございますので、なかなかいつまでに終わるという状況、今鋭意交渉は進めておりますが、どうしても買収合意に達しないというようなこともございますので、いついつまでにすべてが終わってしまうということについてはちょっとお約束ができないのかなというように思っております。現在のところはそういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 車の件でございますが、利用目的につきましては、先ほど生活福祉部長からお答え申し上げたところでございます。

それで、なぜ車を買うのかというご質問でございますが、4月に県の局長、課長、それから西播磨の消費者相談センターの方が太子町にお見えになりまして、県としても消費者行政に力を入れていると、太子町さんだけではなしに、県下の各市町、消費者行政に力を入れてもらいたいということで、10分の10のこの補助金がつきました。

私も直接そのときに聞いたわけですが、消費者相談員が移動する場合に車の購入なんかは認められるのかという質問をいたしましたところ、それはそれで結構でございますということを聞いておりました。

そうしますと、これ財政サイドから申し上げますと、県補助金で10分の10ついて車を購入できるということは、買い換えるに当たっては非常にこれ一般財源持ち出しではなしにありがたい、消費者行政のみならず本町にとってもありがたい財源でございますので、こういった形になっております。

ですから、登録後12年を経過しております軽四を廃車にして、この自動車購入費に充てたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） H i b ワクチンの計上と同時にこれまでもたびたび出ております子宮頸がんワクチンの予算化に取り組むべきではないかというご質問でございます。

これもなかなか状況というのが、このH i b ワクチンにつきましては、もうご周知のとおり兵庫県がこの2月に事業として打ち出したということが大変大きい要因でございました。兵庫県民に向かっての事業でございまして、すなわち太子町民ということに構図の上ではなっておりますかとまいりますし、当然県単位でやるべきかどうかというのを議論があるところでございまして、私なんぞはやはり日本国内の問題というスタンスでとらまえております。

子宮頸がんにつきましては、一般質問のところでもまだ課題といったようなことございますというようなことで、なかなか全国の地方の状況を見ましても、新聞には目立った記事になっておりますが、やはり中には12歳ぐらいの子女に対してのワクチン接種がどうかといったそれぞれのご意見もあるというふうに聞いておりまして、それらもあわせて県のほうもやはり国の検討を待っておるというご回答をいただいておりますので、このたびの補正につきましてはやはり県の事業が始まったこのH i b ワクチンということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） それでは、学童保育園のシステム導入の件についてお答えしたいと思います。

この事業につきましては、地域子育て創生事業の一部に採択事業として受けました。その中で、電算システム導入事業に取り組むわけでございます。現実におきます学童保育のデータ集約というんですか、これにつきましては今手入力ですしているところでござい

す。家族構成とかいろんな形の入力を手入力  
しております。その中で、あってはならない  
ことですが、人的のミスを最小限に抑え  
るという形と、それと住基と連動すること  
によって正確な内容が把握できるという形  
の、今回導入でございます。そういう関係  
の中で、円滑にまたは迅速に、正確に事務が  
進めるんじゃないかなと思います。

それと、毎月の収納でございますけれど  
も、これにつきましては一枚一枚納付書を  
発行し金融機関に発送しているところで  
ございます。このシステムによりまして、  
フロッピーというんですか、これによっ  
て正確に収納業務にも生かせるという形  
のシステム内容でございます。これにつ  
きましては、この年度かけまして、3月  
31日までを予定しまして事業に取り  
組むところでございます。

内容につきましては、システムのパッ  
ケージまたはシステム導入の経費という  
形で今回補正予算を計上させていただ  
いたところでございます。

それと、今の中で、去年も一緒なん  
ですけども、平均的に約一月当たり  
299人の在園者がございます。5月  
末につきましても、296名という  
形の在園をしているところでござ  
います。

その中で、いろんなデータを集約、  
また整理する中で、休園、退園等  
の届けにつきましても、迅速また  
正確にできるという形で効果が  
見込めるものという形で、今回  
取り組む内容になっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑  
ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほども説明  
を受けましたが、1つは糸井の  
いわゆる排土客土の工事で6  
年以上かかるということも今  
提案説明でもあり、今も説明  
あるんですが、後にこういう  
事業があるわけですから、  
対象が農地で使用される上  
で汚染土壌ではだめだと、  
これは当たり前のことなん  
ですが、区画整理をしっ

かり考慮したような事業に  
なるんかね。その辺は相談  
した上で対応するんだと思  
いますけど、その辺をもう  
少し説明いただきたいと思  
います。

それから、直営っていうことが  
技術的にもまた体制的にも  
ということ言ってるわけ  
ですけども、実際この規模  
の物だったら何ら町がやっ  
ても支障がないではないで  
すかな。具体的に、なぜで  
きないのかを含めて説明を  
求めます。

それから、行政の姿勢が問  
われること、これは衛生費  
っていうのは基本的には  
予防を前進させて、その  
地域に、ここでは太子町  
ですけども、太子町に住  
んでいらっしゃる、これ  
は子供の段階、小学生  
高学年の段階で接種す  
ることによって命が助  
かってくるというような  
重大な大きな問題であ  
るし、他の予防接種も  
また衛生に係る健診等  
の取り組みも大事なこ  
とになるわけです。それ  
を先行してやるという  
気は全然起こらんです  
か。それを私は先に言  
うたんですよ。3月に  
言い、6月も同じ答え  
しとるということでは  
だめじゃないかと。十  
分内容検討して、太子  
町の財政で十分耐え得  
るものでありますし、  
子供たちががんにか  
かることが、接種す  
ればがんにかかるこ  
とがほぼないと、こ  
ういうふうに言われ  
るぐらいですからね。  
これは、前にもほか  
の議員も指摘され  
たとおりであります。

この前に少し紹介した  
と思うんですが、県内  
では明石が先行した  
ということなんです  
が、この助成があり  
ますと産婦人科だけ  
ではなしに他の医療  
機関でもちゃんとで  
きるという効果も上  
がるわけですね。そ  
こらをはっきりとさ  
せていくことが必要  
だっていうことなん  
ですけども、マスコミ  
を含めて早くこの助  
成をと、こういうふう  
なことを言ってるこ  
とも紹介したとおり  
なんですけど、そん  
なん研究したら太子  
町に住まわれている  
子女が、本当に安心  
して太子町に住んで  
てよかったというの  
が後で言えるんです  
よ。なぜしないんで  
すか。その辺も含め  
て再度説明を求め  
ます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 区画整理事業を配慮した事業になるのかということでございますが、まず一番最後になったといたしますが、については当然先にそういった事業があるということでの排土客土の事業については見送ってきたわけでございますが、ここにいきまして先ほども申し上げておりますように、最短でも6年あるいはそれ以上というような見通しもかなりついてまいりましたので、この中ではどうしてもその地権者の方のご意向として実施をしてほしいという中で、農地として利用するという調整、要望もございました。そういったところで、今回踏み切ったということでございます。

それから、土地改良事業団体連合会へ委託することの是非ということでございますが、先ほど来から申し上げておりますように、2年間行ってきたわけですが、やはり専門的、技術的なことについては連合会でお願いして実施するのがより事業がスムーズに進むのであろうというようなことで、今回も前回同様に委託をするということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 子宮頸がんのワクチンについてのお尋ねでございます。

これも繰り返すようなことになってしまうわけですが、このワクチンについて地域差が生じるというものもどうかという思いがいたします。

H i b ワクチンにつきましては、この22年度に県が助成を打ち出したということもございまして、全国的に見ましても兵庫県の実施市町村数というのは突出をしております。他府県の状態を見ますと、ゼロという府県も数多くございます。

また、頸がんにつきましては、さらに数的には全国で1,700余りの市町村数ございますけれども、実施の市町村数っていうのはなかなか、いろんなそういった観点もございまして、問題点もあるというようなことでなかなか前へ行ってないというのが実情ではないか

なというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 3つほど質問しますけれども、下世話な言葉で言いますからね。

糸井南の客土工事の委託料ということで、これ手数料といたしますが、名義貸しというてええんか、結局町は何にもせえへんと、ただ予算上げて執行するだけやというけども、かなり費用はかかると思うんですけれども、幾らぐらいもらうのん、何%。

まずそれと、消費者相談員の賃金というて出とんですけれども、これの雇用の契約内容が、例えば給料というのとそれから賃金というのと報酬というのとありますわな。その中で、賃金に決めたというのはそれなりの理由があると思うんで、その辺について説明をいただきたいというのと、それぞれ町は給料と賃金と報酬についてどういう決めをして支払っておるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、学童保育のシステム導入の500万円ほどですけれども、これからいわゆる電子ブックも含めて、教科書も電子教科書になるということは遠からず、この間孫さん、ソフトバンクのあの人が5時間テレビでこれからのIT戦略というので生放送やりましたけど。本町は、これからのIT教育、基本的に例えば3年なら3年、5年というたらちょっと遅過ぎると思うんやけども、どんな基本的な計画、企業でいうたら戦略ですわな、を持ってトータル的に中学校から幼稚園、保育園に至るまでのITの教育現場における活用の戦略をお聞きしたい。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 相談員の雇用の形態で、どういうことで賃金ということになったかというお尋ねでございます。

当初は、やはり非常に頻度が少のうございまして、賃金では組んでおりませんでした。

毎週1回、この任に当たっていただくということになりますと、地方公務員法第3条第3項第3号で言いますところの臨時または非常勤の調査員、嘱託員という部類に入ってまいります。その関係で、賃金ということで計上させていただくということでございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 客土工事に関しまして、原因者事務費ということでございますが、町といたしましては5%弱の事務費をいただくということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 幼稚園、小学校、中学という形でIT教育の取り組みについてという形のご質問内容かなと判断しております。

その中で、去年から取り組みましたが、ニューディール事業という形で取り組みました。その中で、各小学校には電子黒板またはパソコン教室等の機器の充実と、それとデジタル放送に伴います機器の整備を行ったところでございます。

その中で、幼稚園につきましては、そういう機器に親しむという1つがあろうかと思えます。それと、小学校におきましては、パソコン教室を通じながらITに伴います重要性またはいいとこ、または危険性の部分を十分感じ取る部分かなと思えます。それと、中学校におきましては、本当に一つ専門的な要素も若干出てくる部分があろうかと思えますけれども、そういう形での段階的な取り組みはしてまいりたいというところでございます。

しかし、機器も一定の中での整備はしておりますけれども、いろんな形の今後の学習の中にどう生かすかというのは、学習指導要領にもよりまして取り組みはしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

（上田富夫議員「まだ答えてへん。賃金の……」の声あり）

○議長（佐野芳彦） そうだ。報酬賃金、あ

れの内訳。

（「区分の考え方」の声あり）

うん、考え方。

総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 給料または報償費、報酬、賃金というその仕分けについてのご質問になりますけれども、賃金につきましてはあくまで期間または業務的なものにつきまして臨時的な雇用について賃金というそのことで区別しております。

給料等は定期的な雇用、報酬、報償費は一つの委員会等定期的な設けられたものに対するものであります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 5%、わかりました。事務費でね。

それから、今の賃金は臨時的っておっしゃいましたけども、例えば同じ人を、パートの場合半年ですからね、半年半年で契約で3年、5年使うというの、これ一つの区間を区切れれば臨時ですわな、半年ですから。それを2年、3年雇用する、同じ人をそこに置くということになったら、果たして臨時なんかなということなんですけど、そういうことは私はないと思うんですけども、本町の中においてもそういうことはないんですね。賃金の場合にですよ。あくまでも半年なら半年の契約で臨時ですよということで、たまたまそれが1年とか1年半に延びるということは十分考えられますけども、しかし継続的に何年にもわたってそういう契約はしていないというふうに解釈していいかどうかというのをお答えいただきたいと思います。

それから、教育委員会ね。あんたの言うところのは施設の整備でしょ、パソコン買うやの。ITで教育をするというたらそんなこと違うでしょ、大事なことは。ほんの一端ですけどね。

多分中学校から小学校まで、パソコンから携帯電話から、恐らく全部使うようになると思うんや。そのときのセキュリティー、それ

から子供たちがそういうＩＴの分野で、いわゆる変なメールとかサイトがあるでしょ。今でもあるわけですね。それがオープンになったときのそういうことの生徒に対する教育、そんなスケジュールに入っていないのかな。それで、親に対する教育もあるんやわ。だから、もうそこへ、いわゆる教育のＩＴ化というのは、もうこれは絶対避けて通れんと思うよ、私はね。そこへもう目の前に来とうから。そのＩＴを使うことによって、素晴らしい教育のあり方というのは、今までの先生の知識だけじゃなしに、もう本当に日本全国同時にでもできるような光ファイバーが入ってもうたら、できるような時代になりましたんやんか。

だから、例えば太子の中学校と東京、北海道の中学校と同時で教育をやって、お互いが大型テレビを使うてカメラ使うて同時にできるということは、今はもう当たり前の時代になったでしょ。光が入ったらもう簡単ですやんか。

そういうことに対する、どう対応するんかということを経済委員会はちゃんとしてもらわなんだら困るわけなんや。そんなもん、備品なんか金さえあったらいつでも買えるんやから。それよりも、そういうことの準備、先生に対する心構え、それから父兄、生徒、この３つは必ずきちっとカリキュラムを組んで、今の間に対応しておいてもらわなんだら泥縄では困るよ。よそがやるさかい、そいつまねするんやというんなら別や。それならそれで、いや姫路やたつのがそういうなんやったと、ならそれちょっと借ってきてそのまねしてそのとおりやるんやというんなら別ですよ。そやけど、太子町でそうやるんやと、太子町は太子町の教育の特色があるんならあるんでこうやということ言うてもらわなんだら、その辺ははっきりしてほしいんやわ。

それと、ちょっともう一点、ちょっと忘れとったんやけど、金利がこれ上がってってへんのやけどな。もう入ったんちゃうん、金利。あの例の何とかというやつ、フィンラン

ドの。

（「ユーロ、ユーロ」の声あり）

あれが入とったら、こういう補正で上がってくるん違うんか思うんやけど、入ってこなんだんか。それ、ちょっとその辺当初の何から説明してもらえます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 最初に、臨時雇用についてでありますけども、全課におきまして、いろいろなその１年以内の臨時雇用があるわけですが、この事業実施につきましてはすべて総務課のほうも合議で確認しております。

法にクリアする形で総務課のほうでも管理しております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） ２回目の質問の中で、情報教育のソフト面からのご質問じゃなかったかと思えます。

その中で、中島議員の一般質問にありましたように、そういう情報の機器の安全面またはいい面または危険な部分、それは十分その一般質問でお答えさせていただきましたように、利用する中にはその危険性も含めて、またはいい面等も両極端あるかと思えます。その中で、今上田議員が言われてますように、その機器を最大限利用して、本当にその情報社会に乗り入れられるという児童・生徒という形の教育につなげるという形が大切なのかなと思えます。

その中で、今言われてますセキュリティの問題でもフィルタリングの問題とかいろんな形でその本当の危険サイトの件につきましても十分教育というんですか、指導という形の中ではしていきたいと思えます。

それと、言われてますように遠距離のそういう情報等につきましては、いいご意見をいただきましたので、また学校のほうにも一応声はかけてみたいと思えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長、ユーロ

の件は。一般やけども。

上田議員。

（上田富夫議員「はい」の声あり）

水道会計のほうで聞いてもらいましょうか。

（上田富夫議員「わかりました」の声あり）

中身が。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、どっちでもよかったんやけど。

教育委員会に言うときますけども、私は中身、詳しいこと知りたいとは、そんなこと思てへんねや。ただ、教育委員会としてきっちりプログラムというかカリキュラムというかやね、ようわかりませんけど言葉は。だけど、その辺は3年なら3年計画できっちり段階的にいつでも説明できるもんはつくってますと、作りよりますということさえ言ってもらえば一応安心するんですよ。だから、その辺はこれからつくるのか、今はもうどこまでできとんか、その辺のことなんでね。中身を、いやこないしよう、あないしようというのは、そらおたくら専門家やからそらもう我々聞いたってわかりませんので。ただ、そういうものがきちっとメンバーならメンバー組んできっちりやりよりますよと言われたら、もうそれで安心しますんでね。その辺だけちょっと説明してもらえます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

先日も中島議員さんのほうから出ましたように、携帯電話のほうはフィルタリング等々で青少年の育成というほうからの教員のほうの研修も積んでおります。また、警察のほうからも指導がございます。

また、児童・生徒に関するその情報の収集ですけれども、インターネット等々は直接つながっておりません。ですから、学校からヤフー等々のインターネットに児童・生徒がそういう対外的に情報を入手することはできなくて、学校は教員がそういう児童に対するそ

の資料等々を入手して教材に使っていくというようなことですので、学校のほうからはそういうサイトにつながるということはできません。

また、その保護者等々には機会あるごとに研修等で情報、PRをしながら、健全なというんですか、インターネット等の使用について学校と保護者との協力をしながらPRをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 20ページのところの報償費のところ、消防団員退職報償金の追加の43万6,000円で、先日も操法大会で皆様、消防団員の方々ご苦労さんやったと思うんですけども、この中で何人が退団されて、こういう報償金をいただけるのか。

いつも私どもがやってたときも、消防団員が少ないんやと、いろいろと後継者がいないからと。先の消防操法大会でも、各自治会人数が足らへんから合同でチームを組んで出場をされてたというように思います。

だから、そういうことで、退団されても補充という意味で何人、追加の人数ですか、新しく入団された方がいて、太子町として、消防団として人数が今後足りていくのかどうかという説明と、それともう一点、先ほど桜井議員からの質問で財政課長答えられてました車の件で、県からの補助が10分の10ということで、財政的にも大変ありがたいということでさっき聞いておりましたが、いつかちょっと忘れましたが、軽自動車の購入のときに、軽トラックでしたか、このとき予算が2台で250万円、1台125万円ということで、この車、軽トラックで4WDかなと思ったら2WDの普通の軽トラックやったということで、私の思うところは100万円ぐらいで1台済むとは思ってたんですけども、そういう予算のとり方で、車の購入先っていうのも私の聞き及ぶところによりますと、先の一般

質問でも保険の独占的な１社契約のことでお答えにもならなかったということもあるんですけども、大体西播産業さんで買われるかなというふうに私見とんですけども、そういったことで車の予算取りをして車の入札に係るときに太子町にもいろいろと業者さんいますけども、私のところで太子町の車買っていたいたというの、余り耳に聞こえてこないんですね。多分西播産業さんだろうというふうには思うとんですけども、これ何社ぐらいに入札のお声がけっていうかそういうことをして、予算取りの中でその枠の中でどれぐらいの率で車を購入したかということ、その辺お答えできますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 20ページ消防団員の退職報償金の関係でございますが、先の4月の常任委員会でご報告申し上げましたのが、入団者48人、退団者45人、差し引き3人増で現用431人というご報告をさせていただきました。

その委員会のご報告の後に1名の入団がございましたので現在432人ということで、条例定数からいいますと下回っておるということでございます。

補充の状況ですが、前年同期1年前の数と比較しますと、前年同期比プラス3ということで、十分な補充状況ではございませんが若干増えたということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 大体公用車を買う場合は、町内の重立った自動車会社、自動車販売店から3社ぐらいを不公平にならないような形で満遍なく見積入札という形にしております。

それから、予算取りする場合には大体定価に近い金額、また例えば物というか時と場合によりますけども、定価よりも5万円なり10万円なりちょっと落とした金額で予算計上するといったようなやり方でやっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第31号 平成22年度
兵庫県太子町水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第31号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 先ほど言いましたんですけれども、補正で上がってきてないんですけれども、なぜ上げてこないのか質問します。

○議長（佐野芳彦） どなたが答弁。

時間要します。大至急調べられますか。

そしたら20分まで、この際暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時20分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほどのお尋ねでございますが、配当金につきましては当初予算で計上をしております、既に4月分といたしまして198万2,914円の配当をいただいているということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第3 議案第32号 糸井南地内容

土工事委託契約の締結について

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第32号 糸井南地内客土工事委託契約の締結についてを議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これ、先ほども予算のところで伺いましたけれども、いわゆる直営と委託とそれぞれのメリット、デメリットが私はあると思うんですけど、その点での委託をするってことの原点に立って、また現に締結をしようとかいうような形ですけども、それぞれのメリット、デメリットを分析しとらないいけないと思うんですが、その説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 予算の中でも申し上げましたが、メリットといたしましては専門的技術の確保が保てるということと、人員等についても専門的技術を持った人員の配置がなくていけないというようなことでのメリットがあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 続けてください。

○経済建設部長（山本武志） デメリットでございますが、デメリットとしては特に現在の段階ではないというように思っております。むしろ、メリットのほうが大きいということで委託を採用したということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第33号 職員の育児休

業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この改正前と改正後があるわけですが、これによって今までの取得状況、こういう育児休業の取得状況と今後のこの条例を改正することによってその取得がどういうふうになってくるか、それは見込みは立つと思うんですけども、その内容について説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） お答えいたします。

今回の職員の育児休業に関する条例の一部改正でありますけども、育児休業のその取得状況から申し上げます。

昨年度21年度は9名でございました。22年度、今年度は5名、あと2名の予定がございました。

今回のその改正点でありますけども、現行条例におきましては職員本人もしくはその配偶者どちらかに育児に係る環境確保に制約が設けられていたということでありますけども、このたびの改正において配偶者どちらも同時に育児休業等が請求できるということで、配偶者どちらにも同時に育児休業がとれるということになります。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それで、こう変わるんです、わかる、わかつう。ただ、それで今の本町の職員の中でどういうふうに見込みが、同時取得ということになるとどういうふうに変ってくるかというのがありますやんか。

その辺のところ、現行の中では先ほども説明があるように9名と22年度は5名で、あと2名が取得すると、見込まれるということでしょ。この改正によって、同時に取得ができるっていうようなことに対することで、これを私は活用と思うんですけど、活用する職員というのではどういう見込みを立てとんのかというて聞いとんです。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 今回のその改正におきまして、3点ございます。

第2条で育児休業、第9条で育児短時間勤務、第18条で部分給与、この3点があるわけですが、今ご質問の、例えば夫婦がこうありまして、このたび奥さんが専業主婦であっても主人は育児休業がとれるんだという改正でありますけども、今現在町職員において男性のほうで育児休業をまだとったものがないということでありまして。

今後において、こういう改正がございましたので、この方向に見込みというんか、予定ですけども、今現在は把握はしておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 太子町で給与所得者というのは大方2万人ぐらいおると思うんですけど。そのうちで、この法律を適用というたらおかしいけども、実際にこの法律に基づいてそういう育児休業等をとったというよりもとる権利があるといわれる人たちというのは何%ぐらいあると踏んでおりますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 上田議員のそのご質問の趣旨というんか内容はわかるわけですけども、数字的なものを今現在お答えできません。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 あのね、私は正確な数字なんかもちろんなかなかつかめへんと思います

し、要らんとするんですよ。

しかし、大体何ぼやと、例えば1割、2割、3割の、そらどれぐらいやなということは、やっぱり役場のいわゆる総務というのは人事を預かっというわけですからね。ですから、私は基本的に行政というのは税金取る人、住民は基本的に取られる人と思うわけですよ。だから、本来ならおさめる人のほうが裕福でなかったらいかんのですよ。これは、私の信条なんです。その税金を集めて執行する人が、いわゆる町民よりも余りこうかけ離れたいわゆる所得とか待遇をとるということはよろしくないというのは私はこれは原則ずっと思うわけなんですけども、そのために納税者の代表として我々議員が出とうわけなんですけれども、そういう面から言うてやっぱり今の住民といいますか、がどの程度の生活をしておるかということをやっぱり把握しといてほしいんですよ。

だからといって、この育児休業がだめやと言いやんと違いますよ。それは結構なんです、大いに。でもね、それを受けられなくても受けられない、ただ事業所がそれも守らない事業所もありますし、その辺の現実というもんを踏まえて、あなた方がそれをしっかり受けとめた中で行政として何をすべきやということを考えてもらうということは非常に大事やと思うんで、それでちょっと意地悪な質問になったか知りませんが、どの程度今の太子町の住民の方々の生活レベルというのを把握されとんかなということの一つの判断材料になると思うてお聞きしたんですけど、全然わかりませんか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） お答えいたします。

今回のその改正につきましては、全国的ないわゆる急激な少子化、こういう状況に対応するために改正育児法に基づいてこういう対策が進められているわけでありまして。

いずれ大事な、いわゆる日本国の国民の人数というものにもつながってまいりますの

で、いずれこれに関する社会的な統計も含めまして全体の統計的な数字もあらわされてくるものというふうに考えております。

今現在においては、ご質問の趣旨は理解するわけですが、数字的なものは把握できておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 あのね、統計上国はつかんでおりますよ。ただ、都道府県単位ぐらいでつかんでおるんですよ。太子町が何ぼやというのはつかんでおるかどうかというのは私はその資料は見たことありません。しかし、全国的には都道府県の統計というのは私は見たことがあります。だから、国はつかんでおるんですよ。

ですから、こういう制度を使いたくても使えないという企業、零細企業、中小企業というのはほとんどそうですわね。それをほんならどう穴埋めするか、これはあんたら法律で決まっとんやからちゃんと守らんかいと言うてやな、それができたら苦労はないんやけども、でけへんというのは現実やから、そのために何で補完していくかというたらやっぱり行政が、地方自治体が保育所とかそういうことできめ細かい対応をしていくと、若干この法律よりもサービスレベルは下がるかわからへんけども、でもないよりはましですからね。そういうことを僕は考えていくというのが、こういう地方の自治体の責務やと思うわけなんで、それでお願いしますね。

だから、そういうデータもありますんで一遍調べて、それでほんまに十四、五年前から大体100万円ぐらい減収になっとうわけですよ。これも統計ではっきりしとんですよ。バブルはじけた後から、大体勤労者は100万円ぐらい年収減ってます。恐らく職員は減っていないと思いますよ、100万円も。何ぼかは減ったと思いますけども。議員もそうですけども。その辺は、こうせいとは私は減らすことがいいとは思わんけども、でもやっぱりみんなが苦しいときはみんなで苦しんで、みんな

で楽しいときはみんなで楽しむという、そういう町っちゅうのは非常に大事やと思いますんで、一遍ちょっとその辺調査して、行政のほうで対応していただきたいと、ちょっと要望みたいになりましたけども、意見だけ聞きたいです。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） ただいまの上田議員のご質問の趣旨は十分理解いたします。

ただ、太子町行政がどこまでその趣旨の責任を果たせるんかと申しますと、なかなか困難かなと思います。

議員のそのご質問の趣旨、県行政、国行政含めて担当の各機関において、適切な振興が図られていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第5、議案第34号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これ

から質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この改正によりまして、時間外勤務とか代休等がどうなるかっていうのがちょっとわかりにくいわけですが、具体的な事例で説明できますか。

それと、いわゆる1つは団体の職員の行為の制限、こういうこととの絡みでもこのことによってこれまでとこれからというのはどう変わるかですね。いわゆるその辺も含めて、それぞれの改正項目がそれぞれあるわけですが、どうなるか。時間外の計算の仕方も変わってくるわけですが、できたら具体の例で説明いただくとわかるんじゃないかな。どないでっしゃろ。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） この条例の改正につきましては、詳しくは委員会でお答えしたいと思うんですが、簡単にご説明いたします。

今回の改正につきましては、2号にありますように、正規の勤務時間を超えてした勤務と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務という表現があるわけですが、今回の主なところは月60時間を超える勤務について、これにいわゆる対応するというのが主なところでありまして、月60時間を超えてした勤務につきまして100分の100を代休に持っていく、残りの100分の50、この率的なものはまた担当課長がお答えいたしますけども、100分の50についていわゆるそういう手当を支払っていくというのが主な内容であります。

もう一点、ここで割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務という表現があるわけですが、例えば本日の午後の4時間をあすに振りかえるという場合に、いわゆるその割り振り変更前の正規の勤務時間4時間ですから、振りかえた後に仮に6時間とった場合に2時間オーバーするというような表現です。

そういうところでよろしいでしょうか。また、その辺詳しくは委員会のほうで担当課長がお答えさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 制限の、行為の制限のところ。どう変わるか。

続けてください。

○総務部長（村瀬 学） 職専免につきましても、付託でお答えしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第35号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第35号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件もなんですが、この件もと言うたらおかしいんですけども、今次の改正によりまして影響を受ける対象、それからまた本町にとっては税収面にかかわってくることで、財源の上での今後これが適用されていく場合の財政的な面でのプラ・マイの問題もあると思うんですけど、その説明

と、それから地方税法の改正で先の専決処分
のときにも、それから今回にも具体にはあら
われてないと思うんですが、個人住民税の扶
養控除廃止削減という問題があるんですね。
それらの問題っていうのは、1つは16歳未満
の扶養親族に対する年少扶養控除の問題と、
それから高学年者の子ども手当の絡みもあっ
てのことなんですけども、特定扶養控除の上
乗せ分の廃止とかこういう問題が地方税法上
は出てきているわけですね。だから、それら
のこととの絡みでは地方税法改正全体の問題
として大きな問題があるわけですけど、今次
の補正、条例改正、それから先の専決の中
でもこれらは出てないと思うんですけど、それ
らのことについて一定の説明を求めたいと思
うんですが、わかりますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたびの税条例
の一部を改正する条例の制定についてという
ことでありますが、このたび個人の町民税の
扶養控除等の見直しが行われて、これについ
ては24年度から適用されるわけですが、こ
中で年少扶養控除の廃止に伴い、所得税にお
きましては年少扶養親族に関する情報を収集
をする必要がなくなったということでありま
す。

しかしながら、個人住民税につきまして
は、個人住民税独自の仕組みとしまして非課
税限度額制度が設けられておりますので、こ
の非課税限度額の判定基準の策定に扶養親族
の数が必要だということで今回の見直しがさ
れるわけです。

今ご質問の中で、今回の改正が子ども手当
の支給または高校の授業料の無料化、これの
実施に伴うものであって、いわゆる財源確保
の意味合いもあるんだというご質問内容であ
りますけども、これについてはちょっと具体
的な数字が今現在申し上げられませんという
ことです。

それと、今回の改正に関して該当するとい
うんか、数的なものについてもちょっとまた
今現在申し上げられませんので、後にお答え

いたします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井議員、いずれも何
か委員会のほうでということのようですけど
も。

（桜井公晴議員「そうらしいね」の声
あり）

ですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第35号
は、会議規則第39条の規定によって、お手元
に配りました議案付託表のとおり総務常任委
員会に付託することにしたいと思います。ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は総務常任委員会に
付託することに決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第36号 太子町固定資  
産税の不均一課税に関する条  
例の一部を改正する条例の制  
定について

○議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第36号  
太子町固定資産税の不均一課税に関する条例  
の一部を改正する条例の制定についてを議題  
とします。

本案については、6月8日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これは2年間延長というこ  
との中ですが、実際対象になんのは東芝なん  
ですけども、これまで何回か私も一般質  
問、総括質疑等で東芝の用地の利用の問題を  
言ってきましたけれども、近畿圏整備に係る  
ようなものというのはほかにないと思うんで

す。

東芝の動向、これを生かせるって、生かすというのは企業側から生かされるのは東芝だけだと思うんですけど、その取り組み等今後の見通しも含めて、あそこが利用されるっていうことは大事なことでありますし、雇用の確保、地域経済にもとっても大事ですから、これへの具体的な期待が東芝側にあるんかどうかも含めて説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

この近畿圏の件でございますが、以前東芝の工場にS E Dの製作ということで、いろいろと議論をしていただいたところでございますが、私どももあの当時も期間が間に合うかどうかというようなことで、上のほうへお願いに行ったという経緯もございます。

しかし、それが2年延長、延長で今現在にきているところで、今次もまた延長ということでございますが、あそこの東芝の用地、まだ明確な業種の張りつけというのは東芝からはお伺いはいたしておりませんが、いずれにしても何かは張りつけたい、立地的な面また雇用面についても、この太子工場はいい環境下にあるということはいつも本社のほうでもおっしゃっておられますが、まだそこに張りつく事業は見当たらないというところでございます。

ちなみに、余部工場のほうでは、すべての事業が9月で閉鎖されるというようなことも聞いております。いずれにしても、そうした面は努力していきたいなとこのように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そない変わらん答弁なんですけど、たまたまこれは東芝のためにつくったみたいなものですね。實際上、先に言われるとおり、これへの期待もそれほどしてないんかもしれませんが、実際これらが活用できるところが、つくってこれを使えるところがあっこしかないという面から、町がどう取り

組むか、これを使えっていう意味合いだけじゃないんですよ。やはり雇用、経済含めて、町の働きかけというのは大きなものがあると思うんですね、企業にとっても。その点から今張りつけたいということは前と変わらへんわけですが、具体的にやっぱり催促をしていくぐらいのことがないと、土地はあっただけしかほんまないんでしょ、この対象のところは工業用地があっこしかないわけやから、太子の場合は。だから、北側の空地のまま置いておくこともいかなものかっちゃうのはありますし、現の稼働しているものにとってもどういうふうになっていくかというのは、太子町にとっても大きなことになります。余部工場の場合は、今触れられたように他の企業が借り受けたりすることもあるということは前にも言ったとおりなんですけど、ここでもどういう取り組みをするかによって地域経済にも大きく影響してくるから伺っとんですけど、姿勢がはっきりする必要があると思うんですが、再度伺います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この問題、いみじくも今おっしゃいましたように、我々太子町では工業団地等々は持ち合わせておりませんので、該当するのは東芝さんのみというふうになろうかとも思います。

そうした中での事業張りつけ、これはやはり我々が事業を起こすことは、できることは不可能でございますので、やはり東芝のほうへお願いなり、また陳情といいますか、そうしたものを続けていかなければいけないと、私もそうした面は早くという思いは十分持っておりますが、できる限りそうした陳情を重ねて、いい職種を張りつけていただきたいと、これは定期的に本社のほうへ行きお願いもしていきたいと、このように思っております。

やはりいつも大きな会議等々でも申し上げております。ある意味では太子町は1社の企業城下町という言い方も、これは過言ではないかと、税収面では特にそのように思うところ

ろでございますので、今後もそうした努力は重ねていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第37号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第37号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月8日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月14日から6月18日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、6月14日から6月18日まで本会議を休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月21日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時55分）